大分市報

第５９３号
昭和46年
３月15日

発行所
大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
脇　村　幸

（全世帯無料配布）

毎月１日・15日発行

テレビ放送

市民の広場
「豊かな市民生活・まちづくり」
O.B.STV
3月28日午前7時10分
T.O.Sは4月1日号でお知らせします。

3カ年計画の市道舗装

幹線市道の4割越す

周辺路線も成果あがる

市の重点施策の一つとして四十三年度から進めてきた幹線市道の四〇パーセント舗装三カ年計画は本年度で終ります。また周辺路線の舗装工事も計画的に進み大分市の市道は着々と整備されつつあります。

そこで今回は、すすむ舗装整備状況について述べてみましょう。

幹線市道舗装三カ年計画が実施された四十三年度当初は市道の長さが千二百二十三キロメートルでほぼ大分市から横浜市の長さでした。

そのうち舗装されていたのは百五十四キロメートルで、大分市から下関市の先ぐらいまでした。

この舗装率は全国平均の六・三パーセントをかなり上回わる一二・六パーセントでした。

しかし、当時は、市道全体からみれば舗装はまだわずかで、とくに周辺はほとんど未舗装で、雨が降るとぬかるみの状態となって通行に不便をきたしていました。

そこで生活基盤の整備として、おもな幹線市道約五百十二キロメートルのうち、当時舗装されている分を含めて、四〇パーセントの市道を三カ年間で舗装する計画をたて、これにとりかかりました。

そして初年度には牧―白滝線、津守―宮西線など三〇キロメートル、四十四年度には高城駅―岡線米良線など四一キロメートル、四十五年度には生石―荒巻線、新貝―高松線など三三・一キロメートルの舗装工事がすすめられました。そして三月末には二二四・一キロメートルの幹線市道の舗装が完成し、計画より一九・三キロメートル上まわる四三・八パーセントとなります。

一方、周辺路線も、地区の日常生活や農業などの産業に欠かせない重要な市道です。

この周辺路線の四十二年度末の舗装ずみ延長は四八・七キロメートルでありましたが、四十三年度に九・五キロメートル、四十四年度に五キロメートル、四十五年度に五一・四キロメートルが舗装され、三月末には一一四・六キロメートルの舗装が完成します。

周辺路線の舗装がこのように進むのは地元の協力があるからです。市がセメント、砂利などの資材を提供し、地元に労力を負担していただき完成させるものです。

この三月末で市道の舗装は幹線市道と周辺路線を合せて三三八・七キロメートルとなります。これは大分市からほぼ広島市までを舗装したことになり舗装率は二七・七パーセントになります。

市は今後も利用率のたかい道路から引き続き舗装をすすめていきます。

整備された市道（津留で）

国民年金

納め忘れてはいませんか

31日は1、2、3月分の納期限

一、二、三月分の国民年金保険料の納期が近づきました。納め忘れがあると年金を受けられない場合や減額される場合があります。

早目に近所の納付組織に納めるか、市国民年金課または支所窓口においでください。

国民年金に加入した後に氏名や住所が変わったとき、会社などに勤めて国民年金を脱退するとき、勤めをやめて国民年金に加入しなければならないときなどは必ず届け出をしてください。

また長い人生の間には生活が苦しくて保険料を掛けることが困難な時があります。そのようなときには免除の方法もありますので、すぐに市国民年金課または各支所窓口に手帳と印鑑を持って相談においでください。

10年年金加入者は満65歳に請求を

昭和三十六年四月一日に本人の希望で国民年金に加入した明治三十九年四月から明治四十四年四月一日までに生れた方、千三百九十四人の国民年金の掛金は三月分までで掛け終りとなります。

満六十五歳の誕生月になりましたら印鑑と国民年金手帳を市に持ってきて裁定請求をしてください。

なお老齢年金は六十五歳から受けるものですが、六十五歳まで待ちきれない人は六十歳になった後ならば、いつからでも受けることができます。

しかし早く受けられるかわりに受ける年齢によって年金の額が減らされます。くわしいことは市国民年金課または各支所窓口でご相談ください。

納税は便利な口座振替を

4月1日から実施

四月から便利な市税の納税方法がとり入れられます。

これは国税、県税、電話料などで行なわれている口座振替による納付の方法です。

市でもこの口座振替により納付ができるようにし、わざわざ納税のためお出かけになる不便を解消しようとするものです。

〔口座振替とは〕

あなたの指定した金融機関があなたにかわって市税の納期のつど預金口座から振替えて納税し、その領収書をあなたへお届けする方法です。

ですからこの口座振替を今すぐ申し込まれると四月からは近くの金融機関で皆さんの預金口座から自動的に振替えられて納税がすまされ、うっかり納期を忘れ余分な延滞金などを支払うというようなことがなくなります。

金融機関では皆さんの指定した預金口座から税金相当額を引き出し、税金を納めると領収書が金融機関から皆さんに届けられます。

〔申込手続きは早めに〕

申込手続きは皆さんが預金している金融機関の預金口座番号を確認のうえ、あなたの通帳に使用している印鑑をもって近くの市指定の金融機関（納税通知書記載の金融機関）、市納税課または支所税務係の窓口へお申し込みくだされば、よいことになっています。

預金の種類は普通預金、当座預金、納税準備預金のいずれでもよいことになっています。

四月には四十六年度の固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税の納税通知書をお届けします。口座振替による納税を希望される方は早めにお申し込みください。くわしくは市納税課へおたずねください。

大分春まつり4月2日～4日

4月2日 ＊ 宣伝パレード
9：30市内一円

4月3日 ＊ 子供みこしとちきりん
13：30市内中心部

＊ 少年剣士のパレードと紅白対抗試合
14：00市内中心部

4月4日 ＊ チキリンばやし大会
13：00街頭14：30若草公園

市民の皆さんも一諸におどりましょう

チキリンばやしレコード4月に発売

都はるみが吹き込み

大分新民謡チキリンばやしのレコードが四月上旬、全国的に発売されます。

製作は日本コロムビアレコード㈱で、歌手都はるみが吹き込んでいます。

裏面はやはり都はるみにより、大分県に関する歌謡曲が吹き込まれています。

近くのレコード店でお求めください。

価格は、一枚三百八十円です。

寄付のお礼

香典返し寄付

▽深田光　新町三の二二　▽河野達雄　花津留　▽姫野鉄雄　大字浜　▽三松知信　今津留　▽辻英武　中島西　▽安藤八郎　岩田町　▽芳井和一郎　城崎町　▽安東千男　大字田尻　▽吉田米造　下松岡　▽藤井浄信　新川東　▽曽我俊三　二又町　▽松浦正　生石町　▽池辺基　大字峯　▽阿部淳一　大字北　▽高橋等　大字森　▽中村公文　二又町　▽安東潔　上野丘　▽村谷隆子　上野丘　▽井上剛　大手町　▽安部主一　中萩原　▽佐藤隆　大字浜　▽武津昇　大字田尻　▽河村重信　海原　▽野上来　家島　▽寺見伊予見　小中島　▽高倉正人　王子中町　▽青木昭子　新川東　▽内藤正巳　椎迫　▽高橋良平　片島　▽松下健二　泉町　▽仲野テルエ　大字賀来

指定寄付

▽岸原幸雄　長浜町

以上三月四日迄受付分

「訂正」　二月十五日号の寄付のお礼の中で香典返し、津野アキ殿（河原内）は病気見舞返しの誤りでした。訂正しおわびします。

（市社会福祉協議会）

大分の青空いつまでも

SO_2海岸部がやや低め

浮遊粉じんやや高い

二月の亜硫酸ガス平均濃度は前月に比べて海岸部に設置している各測定点が幾分低くなっていますが、稙田小学校および竹中小学校はやや高くなっています。

また、市役所は前月をさらに上まわる〇、〇四六ppmと市内の最高濃度を示しています。

そこで市役所の測定結果について一時間値が〇、〇五ppm以上の濃度の出現割合を、風向別および風速別に調べてみると、風向では、南寄りの風のときが最も多くて二一パーセント、ついで北北西が一四パーセント、北が一二パーセントの順になっています。

また風速では毎秒二m未満のときが圧倒的に多くて六三パーセントをしめています。

浮遊粉じんの平均濃度は前月に比べてやや高くなっています。

公害ミニ辞典

「暗騒音」

特定の音を対象にして騒音を測定する場合、その特定の音以外の音を「暗騒音」といいます。

例えば電車、自動車、人の動作やクーラーなどの音が一諸に存在しているような状態の中でクーラーだけの騒音を測定するときは、クーラー以外の音はすべて暗騒音になります。暗騒音があるときは特定の音だけを正確に測定することができませんので、このような場合は暗騒音の少ない夜間に測定します。

昭和46年月別平均亜硫酸ガス濃度

単位ppm

測定場所＼月別	1月	2月
鶴崎小学校	0.014	0.012
三佐小学校	0.011	0.008
小池原消防団詰所	0.009	0.010
東大分小学校	0.014	0.012
大分工業大学	0.020	0.013
市役所	0.035	0.046
南大分小学校	0.011	0.010
稙田小学校	0.007	0.011
竹中小学校	0.010	0.013

昭和46年月別平均浮遊粉じん量

単位mg/m³

測定場所＼月別	1月	2月
東大分小学校	0.049	0.058
市役所	0.044	0.053

年平均亜硫酸ガス濃度

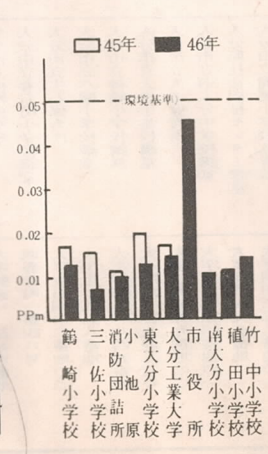

（参考）

昭和45年大分市内の降下ばいじん測定結果（県）

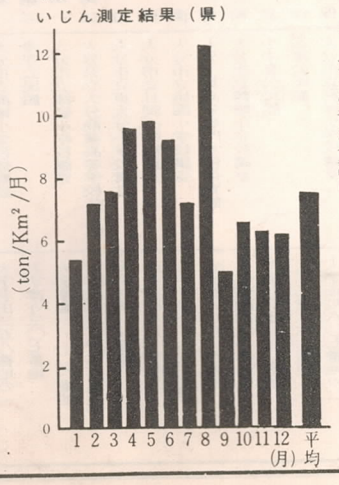

4月25日は市長選挙の投票日

四月十一日は県知事、県議会議員、四月二十五日は市長の選挙の投票日です。

知事は三月十七日、県議会議員は三月三十日、市長は四月十五日にそれぞれ告示され選挙運動がはじまります。

民主政治は、国民自らによる政治であり、それを具体的に実現する手段が選挙です。

一人ももれなく正しく投票することにより、市や県の政治がはじまります。

選挙管理委員会では、今回の選挙に備えて準備をすすめていますが、私たちも候補者の選択など投票日に備えましょう。

そこで今回は選挙について詳しく説明することにしました。

知事選は記号式投票

県議は自書式です　市長

今回の選挙から県知事のみ記号式投票にかわります。

記号式投票はすでに投票用紙に候補者の氏名が印刷されており、それぞれ、その氏名の上に○の記号をつける欄を設けてあります。

投票しようとするときは、自分の支持する候補者の氏名の上の○をつける欄に○印を押すことになります。

○印を押すときは

▽投票したい候補者一人にのみ、その氏名の上の□欄に、○印を押すこと。

▽○印を二人以上の候補者に押したり、また○印以外のことを書くと無効です。

▽○印を□欄以外のところに押すと無効となることがあるので、□欄内に正しく押すこと。

▽間違えて、○印を押したら、投票所の係員に届け出て、鉛筆を借りて⊠か、⊕のように消して押しなおすか、係員に投票用紙を交換してもらってください。

▽投票所の記載台に、ゴム敷物がありますので、その上に投票用紙を置き、○印の円筒の器具の先をスタンプインキ台にあてて、インキをつけて、投票用紙の一人の候補者氏名の上の□欄に○印を押してください。

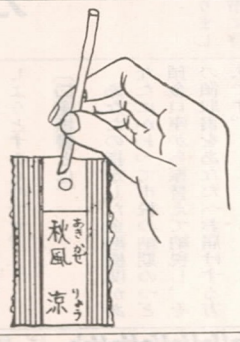

県議・市長選はいままでどおり

知事と県議会議員の選挙は同じ日に行なわれますが、記号式投票は知事選挙だけです。

したがって県議会議員、市長の選挙はいままでどおり投票用紙に候補者の氏名を書いて投票しなければなりませんのでご注意ください。

次の図は投票用紙の一例です

大分県知事選挙投票印

注意

一、投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○印を押すこと

二、○のほかは、何も書かないこと

○をつける欄	候補者氏名
	春野一郎
	夏海太郎
	冬山五郎

不在者投票ができます

手続は簡単になりました

選挙の投票は、投票日に投票所に行って投票するのが原則です。しかし投票日に止む得ない事情のため投票所に行けない人がいますそのような人のため、選挙の期日前に一定の手続を経て、あらかじめ投票できる不在者投票の制度があります。

▽不在者投票のできる人

①本人の投票区以外の地域で、職務、業務に従事している人。

②止む得ない用務、または事故のため市外に旅行中、または滞在中の人

③本人が病気、負傷、妊娠、老衰等で歩行が著しく困難な人等。

▽不在者投票の手続

いままで必要であった「不在者投票事由証明書」は不要となり、新しく本人が不在者投票をする事由の申し立てをし、その申し立てが、本当であることの宣誓をすればよいことに簡素化されました。

▽不在者投票の期間

知事…三月十七日～四月十日
県議…三月三十日～四月十日
市長…四月十五日～四月二十四日

▽場所

市選挙管理委員会事務局、または各支所庶務係

入場券は四月五日頃まで配布

選挙の入場券は、知事、県議会議員、市長の各選挙を一緒に使うようになっています。紛失しないよう保管してください。

もし紛失した場合でも、投票当日、投票所の選挙人名簿に氏名が記載されていれば投票ができますので、係員にその旨申し出てください。

入場券は、三月二十七日から四月五日頃までに、各世帯へくばります。もし届かない場合は、早めに市選挙管理委員会事務局または各支所庶務係へお問い合わせください。

票郷土の未来を開くカギ

こんどの選挙で投票できる人

知事・県議会議員選挙

①現在永久選挙人名簿に登録されている人（従来、投票をしていた人）

②昨年の十二月十五日までに、本市に転入届をすました人で、引続いて居住している満二十歳以上の人

③昨年十二月十五日までに、住民登録をすませてある人で、本年四月十一日までに満二十歳になる人（昭和二十六年四月十二日までに生れた人）

市長選挙

①現在永久選挙人名簿に登録されている人（従来、投票をしていた人）

なお、知事、県議会議員選挙に限っては、昨年十二月十六日以後大分県内の他市町村から本市に転入し、引続いて居住している人の場合、前住地で投票ができますので、投票当日前住地に行かれるか前住地の選挙管理委員会に、不在者投票の手続をしてください。

選挙時登録の名簿を縦覧

▽縦覧期間
知事…三月十七日～三月二十一日
市長…四月十五日～四月十九日

▽場所
市選挙管理委員会事務局および各支所庶務係

選ぶ目が生きて伸びゆく地方自治

県政に市政にこだますこの一票

投票所一覧表

投票区名	投票所名	所在地
金池第一	大分市立金池小学校講堂	金池町三丁目一番九〇号
金池第二	大分県立上野丘高等学校体育館	上野ヶ丘三丁目一〇番一号
長浜	大分市立長浜小学校講堂	長浜町二丁目六番二五号
荷揚	大分市立荷揚町小学校体育館	荷揚町二番四七号
中島第一	大分市立碩田中学校講堂	碩田町二丁目五番六号
中島第二	大分市立中島小学校講堂	中島西三丁目一番五二号
中島第三	大分市立浜町保育所	大字勢家一、三九六番地
春日第一	大分市立春日町小学校講堂	西春日町一番四八号
春日第二	大分市立生石保育所	大字生石四六二番地の二
八幡第一	大分市立八幡小学校講堂	大字生石九五八番地
八幡第二	大分市立神崎小学校講堂	大字神崎一、八四五番地
大道第一	大分市立大道小学校講堂	大道町二丁目九番五七号
大道第二	大分市立大道保育所	大字三芳五五九番地の二
南大分第一	大分市立南大分中学校講堂	大字奥田七五四番地の一
南大分第二	大分県社会福祉センター講堂	大字在限四九八番地
滝尾第一	大分市立滝尾小学校体育館	大字羽田三五八番地の一
滝尾第二	津守公民館	大字津守三〇七番地
津留第一	大分市立津留小学校講堂	大字津留一、一〇八番地
津留第二	大分県立大分商業高等学校体育館	大字津留一、三三の七七番地
東大分	大分市立東大分小学校講堂	大字萩原三五番地
日岡	大分市立日岡小学校講堂	大字高松八二二番地の二
桃園	大分市立桃園小学校講堂	大字千歳一、六五五番地
西明野	大分工業高等専門学校体育館	大字牧一、六一六番地
鶴崎	大分市立鶴崎小学校講堂	大字鶴崎四〇一番地の一
小中島	小中島公民館	大字小中島三五一番地
乙津	乙津公民館	大字乙津二六六番地
別保	大分市立別保小学校講堂	大字森町八〇七番地の二
三佐	大分市立三佐小学校講堂	大字三佐二〇三番地
家島	家島公民館	大字家島八〇二番地
明治	猪野下公民館	大字猪野一、〇七四番地
東明野	大分県立二豊学園講堂	大字小池原一、八〇〇番地
横尾	二日川公民館	大字横尾三、八三〇番地
高田	大分市立高田小学校講堂	大字下徳丸七〇番地
松岡	大分市立松岡小学校講堂	大字松岡五、〇五〇番地
川添	大分市立川添小学校講堂	大字高岡内四、五五一番地
広内	大分市立川添小学校広内分校	大字広内七五二番地
判田	判田公民館	大字中判田二、二五六番地
百木	百木公民館	大字上判田一、〇三五番地
上戸次	大分市立上戸次小学校	大字端登一、八〇六番地
戸次	大分市立戸次中学校	大字中戸次四、五〇八番地
下戸次	旧大分市立下戸次小学校講堂	大字下戸次三、三七五番地
吉野	吉野公民館	大字吉野一、二一番地
竹中	大分市立竹中小学校	大字竹中四、九一〇番地
河原内	河原内公民館	大字河原内三、八六五番地
伊与床	伊与床公民館	大字幾良四、一六二番地
寒田	寒田公民館	大字寒田三五八番地
田尻	東植田公民館	大字田尻五〇一番地の二
宗方	上宗方公民館	大字上宗方一、二四六番地
木ノ上	大分市立植田小学校講堂	大字木上二四五〇番地
横瀬	上横瀬公民館	大字横瀬二、一九七番地の一
森ノ木	賀来公民館	大字中尾五八〇番地の二
賀来	大分市立賀来中学校講堂	大字賀来一一九番地
東院	東院公民館	大字東院七五〇番地
大在西	角子原公民館	大字角子原八五八番地
大在中央	大分市立大在小学校講堂	大字横田二二七番地
大在東	浜公民館	大字浜六二二番地の一
坂ノ市	大分市立坂ノ市小学校講堂	大字坂ノ市一四六番地
丹生	丹生公民館	大字佐野四〇番地
小佐井	大分市立小佐井小学校講堂	大字市尾一番地
細	細公民館	大字細一、〇三五番地

◉開票は大分県体育館（大南）、鶴崎公民館（鶴崎）戸次公民館（大南）、植田小学校（植田）、大在小学校（大在）、坂ノ市支所（坂ノ市）で行ないます。

者に申出てください。

関係者はご出席ください。

点字・代理

4月11日は知事・県議選挙

選挙違反をしないで
正しい選挙運動を

事前運動は禁止されています

立候補を決意すると、すぐ選挙運動をはじめたいのが人情です。しかし選挙の立候補の届出終了までは選挙運動はできません。

選挙運動のできる期間

立候補の届出終了後から、投票日の前日までとなっています。

選挙運動のできる人

一定のルールのわく内であればだれでも選挙運動はできます。

選挙運動のできない人

選挙事務関係者、裁判官、検察官、警察官、徴税吏員などの特定公務員、未成年者、選挙犯罪者等また公務員、教育者、公社、公団公庫の役職員、不在投票管理者はその地位を利用して、選挙運動をすることはできません。

選挙運動の禁止される場所

国、地方公共団体、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社が所有し、管理している建物で演説し、連呼することは禁止されています。しかしこれらの建物で立会演説会、個人演説会を開催される場合はさしつかえありません。

禁止されている選挙運動

戸別訪問、署名運動、気勢を張る行為（自動車を連ね、または隊伍を組んで往来する等）、買収、供応。

制限されている選挙運動

自動車、拡声器、文書、図画、飲食物の提供、新聞雑誌の利用、連呼行為など。

制限されていない選挙運動

●電話を使っての選挙運動
●個々面接による選挙運動（路上やバス等でたまたま出合った場合など）
●幕間演説（映画などの休憩時間会社の昼休み時間等に演説する）は自由です。
●選挙運動用葉書をもらって、知人に出すことなど。
●その他個人演説会や街頭演説の応援弁士となることは自由です。

選挙運動費用は？

●候補者に平等な経済的条件で経費のかからない選挙をさせるため各選挙ごとに、運動費用の最高額を定めています。選挙費用の支出はこの範囲をこえては支出できないことになっています。

その収入や支出は、必ず選挙管理委員会に届け出ることになっており、その収支は公表されることになっています。

この一票郷土の

市長選挙

①現在永久選挙人名簿に登録されている人（従来、投票をしていた人）
②本年の一月十三日までに、本市に転入届をすました人で、引続いて居住している満二十歳以上の人
③本年一月十三日までに、住民登録をすましてある人で、本年四月二十五日までに満二十歳になる人（昭和二十六年四月二十六日まで

投票日にサイレンを鳴らす

四月十一日、四月二十五日の投票日には、棄権防止のため、投票開始の午前七時に一回と投票終了の二時間前の午後四時に一回サイレンを鳴らします。市長選挙のときはこれにあわせて花火を打ち上げます。投票のできる時間は午前七時から午後六時までです。時間に遅れないようにしてください。

百木、伊与床の投票区は午後四時までですのでご注意ください。

知事候補立会演説会（予定）

月日	時間	場所
3月22日	午後7時	鶴崎小学校講堂
4月6日	午後7時	大分文化会館大ホール

投票所が一部かわる
おまちがいのないよう

一部の地区では投票所が新設されたり、変更したりしています。間違いのないようにしてください。

▽**津留、明治では投票所を分割**

①津留地区は有権者が急増のため次のとおり分割しました。

○津留第一投票所（津留小講堂）
今津留、中津留、岩田町一丁目岩田町二丁目、岩田町三丁目、岩田町四丁目

○津留第二投票所（大商体育館）
花津留西、花津留東、大空団地空港前市営住宅、花津留新町、大津町

②明治投票区も二カ所に

○明治投票所（猪野下公民館）
猪野、葛木、小池原

○東明野投票所（二豊学園講堂）
東明野一区、東明野二区、明野則小池

③国立大分工業高専を投票所に

これまで西明野投票所であった県営住宅第二集会所は、有権者が急増のため狭くなりましたので、大分工業高専体育館に変更しました。これとあわせて東大分投票所に遠かった東原、高城団地もこの投票所に変更しました。

点字・代理投票もできます

市選挙管理委員会事務局および各支所庶務係

点字投票…目の見えない方で、点字のできる人は点字投票ができます。点字器は投票所に備えてありますから、受付で申出てください。

代理投票…手にけがをしていたり字が読めなかったりして、自分で候補者の氏名を書くことや○印を押すことができない人は、投票所の係員が代行しますので投票管理者に申出てください。

係員は法律によってだれの氏名を書いた、またはだれに○印を押したかについては、一際口外できないことになっています。

立候補予定者の説明会を開きます

大分県議会議員選挙と大分市長選挙の立候補予定者に、立候補の届出、その他選挙関係の説明会を次のとおり開催いたしますので、関係者はご出席ください。

なお各政党あてには立候補予定者のご出席方について通知します

▽大分県議会議員選挙立候補予定者説明会
日時　三月二十三日午前十時
場所　市役所四階会議室

▽大分市長選挙立候補予定者説明会
日時　四月五日午前十時
場所　市役所四階会議室

立候補（推せん）届出の受付

県議会議員選挙、市長選挙の立候補（推せん）届出を次のとおり受付けます。

区分	日時	場所
県議会議員選挙	3月30日 午前8時30分	大分文化会館第二小ホール
市長選挙	4月15日 午前8時30分	大分市役所四階（旧館）会議室

批判と反省

県立盲学校高等部三年　川津正道

前回の衆議院選挙のときでした。親戚を訪ねるために乗った列車の中で偶然選挙の裏話しをしている二人の青年に出合ったのです。

「いくら明るく正しい選挙といったって、みんな多かれ少なかれ、なにかもらっているんだ、だれを選んでも、たいした差があるものか、だれからかやっぱりもらった方が得だ。難しい政治のことはお偉がたに任せておけばいい…。」

聞いていた私は腹立たしくて仕方がありませんでした。なぜ一票を投ずるのに、何かをもらわねばならないのでしょうか。

あれ以来私は選挙への疑問を棄て去ることができません。

最近わが国の政界は、政治の腐敗とか、政治の貧困とか言われ、各方面から批判を受けています。国会議員の汚職にからむ黒い霧問題、金銭や品物を使っての選挙の違反。かりにも国民の代表であり、国の政治を直接預かる人がこんなことでよいのでしょうか。絶対に許せないと私は思います。しかしここで見逃してならないのは、そんな代表を選んだのは誰でもない私たち自身であるということです。

最初にあげた青年たちのように、金という絶対的な存在に負け、自分の権利を放棄するものが意外に多いことを認めないわけにはいきません。結局責任は双方にあるのです。無責任な候補者と有権者の間にあって、選挙は本来の姿を失ない公のものから個人のものへと移りつつあるのです。これは代議制自体の限界を意味するものでしょうか同じ制度をとっている他国の状況をみるとき、一概にそうとは言えないようです。

ついこの前、ある雑誌でアメリカの婦人団体の公益活動に関する記事を読みました。それによるとアメリカでは婦人の存在が非常に大きく、互いに協力しあって家事から解放される夜の時間をフルに活用しているそうです。地区代表の議員と頻繁に懇談会を持ち、政治のあり方について討論する中で、物価の安定から下水処理に至るまで積極的に国の政策に協力しているというのです。私は読んでいてこれだと思いました。明るく正しい選挙実現の道をそこに見い出したからです。まず第一に日頃から議員と住民との交流を持つこと、それには選挙期間をもっと延長し、その候補者の考えをじっくりと聞く機会をふやしてほしい。また選挙期間以外でも何か問題が生じるごとに大衆との対話の広場をつくって欲しいと思います。もちろん有権者はこれに積極的に参加し、いろんな意見を聞くなかから進みゆく時代の方向を正しく捕えなければなりません。もし一人でおっくうなら何人かで誘いあわせ、お互いに励ましあえば良いと思います。

我が家の生活改善を自分達だけでやろうという時代は過ぎました。問題は大小を問わず、一人の声を国民全体の声としてピールする協力体制が今こそ必要だと思うのです。こうした日常活動の結果が最後に選挙の一票となって現われる、これが理想ではないでしょうか。

つぎに批判と反省の心を忘れないこと、戦後新憲法の成立によって言論や出版など多くの自由が保障され、個人の主張が重視されるようになったのは良いのですが、個人主義が徹底しすぎて、他人の批判はするが自分のことは反省しないといった悪い傾向が目立ってきています。

こういう私自身どちらかと言えば批判型でいつも先生から注意されます。昨年から今年と引き続き生徒会放送部の仕事をかって出たのも、ひとつにはそんな欠点をなくしたい気持があったからでした。

批判の目を育てることは必要です。しかしそれと同時に批判するだけの知識と視野を持ち合わせているだろうかと常に自分を反省する態度を失ってはならないと思うのです。しかもこれは早速今日からでも実行できることです。生徒会を通して民主主義のルールを学び、新聞や雑誌などの記事について互いに議論する中で揺るぎない批判と反省の心を培ってゆきたいものです。

私は十八歳。まだ有権者ではありません。わからないこともたくさんあります。ただ難しいからといってあきらめてしまったり、不十分な考えに孤立してしまうことだけは、避けたいと思います。

現在持っている疑問は、将来一社会人となってからもずっと考え続けてゆきたい。明るく正しい選挙について堂々と話し合えるように今から準備しておきたいと思っています。

▼これは昨年十一月市選挙管理委員会、市明るく正しい選挙推進協議会が行なった「明るく正しい選挙市内高等学校弁論大会」で一位になった論旨です。

（全世帯無料配布）　大分市報　毎月1日15日発行　昭和46年3月15日　（第593号）

米の生産調整は3千65トン

4月5日まで計画書を

四十六年度の大分市の米の生産調整目標は調整数量で三千六十五トン、面積で七百三十六ヘクタール政府買入限度数量は七千五百六十六トンにきまりました。これは昨年の二・二倍です。生産調整は四十二年から四十四年までの政府売り渡し実績により農家に配分することになりましたのでご協力をお願いします。

飯米農家で転作や休耕する方は実施計画書の提出があれば四十五年通り奨励補助金交付の対象とします。

▽米の生産調整、稲作転換対策実施期間

四十六年度から五十年度まで五カ年間実施することになりました単純休耕、寄託休耕は四十八年までの三カ年です。

▽転作は集団で

米生産調整の水田はできるだけ転作を行なってください。集団で転作をすると補助金も高いし、各種事業も行ないやすいのでおすすめします。休耕もできるだけ集団でお願いします。

▽補助金の種類と金額

ことしから奨励補助金に段階を設けることになりました。奨励補助金の対象となる水田は四十四年に稲を作付していることが条件となっています。十アールあたりの奨励補助金は次のとおりです。

①休耕奨励補助金…三万円
各個人ごとに休耕を行なう場合

②寄託休耕奨励補助金　三万五千円
農協等と休耕地の管理について寄託契約を行なった休耕地で大体一ヘクタールまとまっているもの

③農地保有合理化法人賃貸奨励補助金…三万五千円
四十六年度の八月一日現在で転作の目的をもって調整水田を農地保有合理化法人（県農地開発公社）に五年以上の契約をしてある調整水田。

④普通転作奨励補助金…三万五千円
各個人ごとに野菜、飼料作物、大豆、小麦、ビール麦、なたね、等を作付した調整水田

⑤特別転作奨励補助金…四万円
○農業者や農業者の組織する団体などで農作業が行なわれる約五ヘクタール（野菜は三ヘクタール）以上の集団規模の調整水田。
○永年性植物が四十四年度水稲の収穫後に植付けられ、ことし十一月三十日まで植付けられている調整水田。
○養魚池や農業生産に必要な施設の敷地にことしの十一月三十日までに造成された調整水田。

以上奨励補助金は平均収量の場合の金額です。

生産調整農家は手続きを

休耕、転作をする計画の水田には三月三十一日まで、配布した立札をたててください。

生産調整実施計画書は四月五日までに農協、市農政課、市支所に提出してください。

この計画書は隣接農地の状況を十分把握の上作成するようお願いします。

転作で野菜を栽培（大津留で）

目でみる消費生活

クリーニング7カ条

クリーニングのトラブルは、洗濯の技術上のものだけでなく大切な衣類を預けるというシステムからおこることも多いようです。それでクリーニングに出す場合は次のことに気をつけましょう。

クリーニングに出すときは

(1)必ず預り証をとる。
(2)外交員や取次店に出す場合は店や作業場の所在をたしかめる。
(3)ポケットの中を点検する。
(4)直接、店頭に消費者が洗濯物をもっていった場合には、指定された期日に必ずとりにいく。
(5)受け取った時点で点検する。

軽自動車をお持ちの方へ

廃車申告は今すぐに

軽自動車税は、四月一日現在所有の単車、軽四などに課税されます。廃車申告は今すぐにしてください。

単車（125cc以上）の廃車手続きには市役所市民税課または各支所税務係で受け付け、標識（ナンバープレート）と印鑑が必要です。

軽四輪車など（126cc～360cc）の廃車手続きは陸運事務所で受け付け、標識、印鑑、軽自動車届出済証などが必要です。

申告を他人に頼んだ方は、結果を必ずお確かめください。

廃車手続で不明な点がありましたら市役所市民税課または支所税務係におたずねください。

農地改革の登記はすみましたか

農地改革により国から農地の売渡しを受けた方で売渡しによる所有権移転登記がすんでいない方は登記簿を確認のうえ、農業委員会事務局へ申し出てください。この登記には現在租税特別措置法により、登録免許税が免除されていますが、昭和四十八年一月一日以降は課税されます

（農業委員会事務局）

公民館だより

中央公民館行事○印会場文化会館
その他中央公民館

3月22日書道教室C10時○
3月23日俳画教室B10時○
3月23日俳画教室A13時半○
3月23日民踊教室13時半
3月24日料理教室椿組9時半
3月25日俳画教室C10時○
3月25日料理教室山吹組9時半
3月28日川柳教室A13時半○
3月30日民踊教室13時半
4月1日書道教室A10時○
4月3日川柳教室B13時半○
4月3日短歌教室13時半○

▼中央公民館短信

◎俳画教室生募集
俳画の基本的指導を行ないます3カ月1単元、会費6百円です。

◎孔版教室生募集（謄写版技術）
毎週日曜午前10時～12時、10回で修了、会費8百円です。4月下旬より実施の予定です。

◎料理教室生募集
若干の欠員があります。

◎養命大学生募集
年齢65歳以上の方はどなたでも参加できます。年間会費5百円、締切は4月5日です。

◎中央婦人学級生募集
主婦の日常生活の技術、社会見学、婦人スポーツを中心に月一回学習します。年間通信費百円締切は4月10日です。

くわしいことは電話②4938へお問い合わせください。

県の奨学生募集

貸与金額　月額4千円
申込期間　3月20日～4月20日
受付場所　県総務部総務課（大手町三丁目一番一号）
（くわしくは県総務課（⑥1111）へ

お知らせ

ママさん消防団（田尻）

収納代理金融機関を新たに指定

市税、住宅使用料などを納付する収納代理金融機関に大分信用金庫の次の支店を追加指定しました。

また、指定金融機関である大分銀行が上野支店を開設しましたので3月18日から収納業務を行ないます。

▽追加指定支店及び収納取扱開始日

大分信用金庫府内町支店、3月15日、同高城支店　3月24日
同本店　3月15日（大道支店での収納事務は3月13日で解除し本店がかわって行ないます。）

4月1日から新川東を新住居表示

新川東地区の新住居表示が4月1日から実施されます。

これによりいままで親しまれていた新川東は新川町一丁目、新川町二丁目に表示されることになります。

市では住居番号表示板と街区標示板を3月中に取り付けます

（都市計画課）

3月分の水道料金は27日までに

3月は水道料金、修繕料ともに45年度納入最後の月です。それで年度末収入整理の都合上、3月分については納付期限を3月27日にしましたので、ご了承いただき、期限内に納入されるようお願いします。（水道局）

技能職員を募集

市水道局では次のとおり技能職員を募集します。

応募資格　中学校を卒業した者（高校卒業以上は不可）で昭和21年4月2日以降に生れた男子

受付期間　3月20日～3月31日

受付場所　市水道局管理課

試験日と場所　4月4日　市立上野ヶ丘中学校

申込用紙は市水道局管理課に用意しています。

くわしいことは、同課（電話⑤2050）までお問い合わせください。（水道局）

老人身障家庭奉仕員を募集

募集人員　若干名

身　分　非常勤嘱託

応募資格　30歳以上45歳までの自転車に乗れて健康で老人福祉に熱意のある婦人。

募集期間　3月25日まで

申込場所　大分市社会福祉協議会または地区社会福祉協議会

その他　履歴書に写真を添付して前記場所に提出してください。

（市社会福祉協議会）

母子・寡婦福祉資金を貸します

46年度第1次分の母子福祉と寡婦福祉資金貸出申請を受け付けます。希望者は3月末日までに市社会課または各支所市民係に申込みください。

（母子福祉と寡婦福祉資金）

○修学資金　高校（普通修学月額3千円）
大学（普通修学月額3千円、特別修学月額5千円）
○修業資金　月額3千円
○就学支度資金　2万5千円
○就職支度資金　2万5千円
○技能習得資金　月額3千円
○生活資金　月額7千5百円

（寡婦福祉資金だけ）

○事業開始資金　40万円
○事業継続資金　20万円
○住宅資金　20万円
○転宅資金　1万8千円
○療養資金　10万円
○結婚資金　5万円

（社会課）

電話加入権を公売

電話加入権を次のとおり公売します。

（大分局）
日時　3月26日　10時
場所　市税務部納税課

（鶴崎局）
日時　3月29日　10時
場所　鶴崎支所

（大在局）
日時　3月30日　10時
場所　大在支所

（坂ノ市局）
日時　3月30日　11時
場所　坂ノ市支所

引揚者特別交付金の請求手続きは31日まで

現在引揚者に対して在外財産の補償などの意味から引揚者特別交付金が支給され、すでに国債が交付されております。

この引揚者特別交付金の請求期限は3月31日までで、これ以降は請求ができません。

まだ引揚者の方で請求手続きをしていない方は、至急、市社会課または各支所窓口で手続きをすませてください。

手続き関係のわからない方、外地居住を証明する資料などのない方、疑問のある方は今すぐご相談ください。（社会課）

市民映画割引証を配ります

市教育委員会では、近く46年度の市民映画割引証を各家庭に配ります。

現在使用している割引証（青色）は3月いっぱいで期限切れとなりますので、4月からは新しい割引証を使ってください。

有効期限は来年3月末までです

市報でお知らせする指定映画の場合にこの市民映画割引証を提示すれば割引料金で入場ができます。また毎回割引証番号の下4けたの数字により、抽せんで30人の方を無料招待します。

くわしくは割引証の裏面をごらんください。（教育委員会）

〝既存の権利の届出〟あなたはもうお済みでしょうか

45年12月25日以前から、自分自身が住むための住宅や自分の工場や店舗などを建てようとして、市街化調整区域内に土地を所有（借地を含む）している方はいませんか。この方は本年6月25日までに「既存の権利の届出」を県土木事務所ですませておけば、建築の許可を受けることができます。

なお、分譲、賃貸住宅、社宅従業員宿舎、貸事務所、貸店舗などを目的としたものは、該当しません。またその土地が、農地の場合は、農地転用許可を受けていることが必要です。

犬の登録と狂犬病予防注射

市と大分保健所では46年度飼犬登録と狂犬病予防注射を次のとおり行ないます。もよりの場所で必ず受けてください。

登録の際は犬の所有者、住所、種類、毛色、性別、犬名、体格をメモしてお持ちください。

▽登録を必要とする犬
生後3ヵ月以上の飼犬、45年度の鑑札は3月末日で無効になります。

▽予防注射を必要とする犬
生後3ヵ月以上の飼犬（注射は毎年4月、10月の2回しないと効果ありません）。

▽料金
登録手数料　1頭につき3百円。狂犬病予防注射料　1頭につき2百50円。犬の表示票　10円。▽他の地区は次号でお知らせします。

昭和46年度　前期飼犬登録および第1回狂犬病予防注射日程表

月日	曜	受付場所	受付期間
4月1日	木	吉野公民館	9.30～10.30
		上戸次小学校	11.00～12.00
		河原内連絡所	13.00～14.00
		竹中連絡所	14.30～15.30
4月2日	金	大南支所	9.30～11.30
		判田公民館	13.00～15.00
4月3日	土	餅川公民館	9.30～10.30
		宮苑〃	11.00～12.00
4月5日	月	賀来〃	9.30～10.30
		下横瀬〃	11.00～12.00
		稙田〃	13.00～14.00
		上宗方〃	14.30～15.30
4月6日	火	東稙田〃	9.30～10.30
		寒田西福寺前	11.00～12.00
		鶴崎中央公民館	9.30～11.30
		松岡農協	13.00～15.00
4月7日	水	明治〃	9.30～11.30
		三佐〃	13.00～15.00
4月8日	木	乙津公民館	9.30～10.30
		高田農協	11.00～12.00
		川添〃	13.00～14.00
		元別保〃	14.30～15.30
4月9日	金	角子原公民館	9.30～10.30
		政所〃	11.00～12.00
		平野〃	13.00～14.00
		汐見〃	14.30～15.30
4月10日	土	上久所公民館	9.30～10.30
		丹生〃	10.40～12.00
4月12日	月	小佐井小学校	9.30～10.30
		細公民館	11.00～12.00
		坂ノ市支所	13.00～15.00
		里中公民館	15.10～15.50
4月13日	火	国立病院前社	9.30～10.30
		浜の市神社	11.00～12.00
		春日公園	9.30～11.30
4月14日	水	大分石炭前社	9.30～11.00
		恵比須神社	11.10～12.00
		中島小学校	9.30～11.30
4月15日	木	中島天神島公園	9.30～11.30
		住吉小学校	9.30～11.30